

不安
困りごと

相談



- ・生活に困っている
 - ・住む所を失いそう
 - ・家族のことで悩んでいる
 - ・家賃や公共料金などを滞納している
 - ・どこに相談してよいかわからない
 - ・仕事がみつからない
 - ・たくさんの債務がある
- など

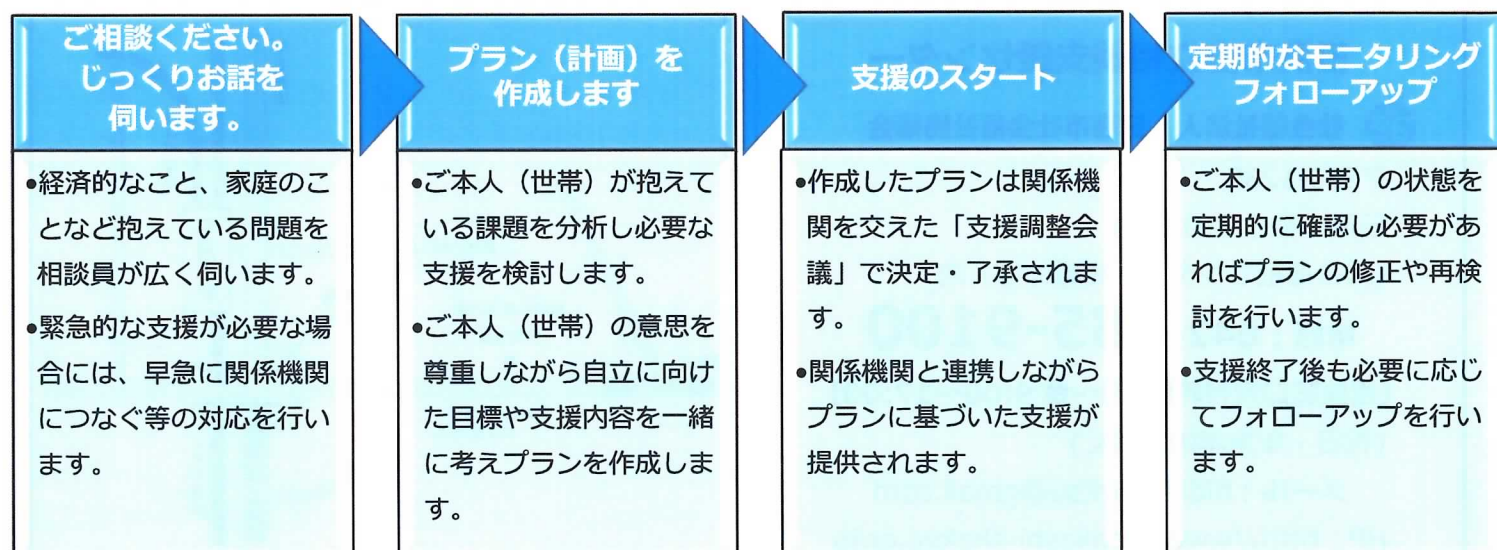
ご家族やまわりの方からの相談にも応じます。窓口に来られない場合には相談員が訪問します。

秘密厳守 相談無料

日高市自立相談支援センターでは、生活保護に至る前の段階や制度の狭間で困窮されている方などの、経済的な問題のみならず社会的孤立や心身の問題など本人・家族が抱えるさまざまな課題を、関係機関と連携し既存の制度やサービスを活用しながら生活全般に渡る包括的な支援を行います。

■ 対象：日高市在住で、生活に不安や困りごとのある方（生活保護受給者は除く）

■ 自立相談支援の流れ



生活を支援する事業

◆自立相談支援事業 ～あなただけのプランをつくります～

まずは、支援員が生活での不安や困りごとなどについてじっくりお話を伺い、どのような支援が必要かをあなたと一緒に考えます。その上で具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

◆就労支援 ～あなたの仕事の問題をサポート！～

生活状況や仕事に関する希望、これまでに経験した仕事や資格などを伺い、求人情報の提供、ハローワークへの同行、履歴書の書き方指導や適性に合った就労先の開拓などを行い、自立に向けた支援を行います。

◆住居確保給付金の支給 ～家賃相当額を支給します～※一定の資産収入に関する要件等を満たしている方が対象

離職などにより住居を失った方、または失う恐れの高い方には、就職に向けた活動することなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

◆生活困窮世帯の子どもの学習支援 ～子どもの明るい未来をサポート！～

子どもの学習支援を始め、日常生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。



【連携先・支援方法等（例）】

- ・各種関係機関連携、制度利用
 - ・就労支援
(ハローワーク)
 - ・住居支援
(住居確保給付金)
(埼玉県住まい安心支援ネットワーク)
 - ・子どもの学習支援
(彩の国子ども・若者支援ネットワーク)
 - ・食糧支援
(フードバンク埼玉)
 - ・彩の国あんしんセーフティーネット事業利用
(現物給付)
 - ・無料医療機関利用
(無料低額診療事業所)
 - ・多重、過重債務支援
(消費生活相談センター、法テラス)
 - ・ホームレス支援
(シェルター利用)
 - ・ひきこもり支援
(保健所、自助グループ)
 - ・アルコール、薬物依存症支援
(医療機関、自助グループ)
 - ・福祉資金貸付
(県社協、日高市社協)
 - ・生活保護へのつなぎ
- など
- *ご本人（世帯）の必要に応じた支援を行います。また、一部支援内容によっては利用要件等があります。



*この事業は、平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援制度」に基づき、日高市から委託を受けて日高市社会福祉協議会が運営しています。

日高市自立相談支援センター



社会福祉法人 日高市社会福祉協議会

〒350-1235

日高市楡木 201 番地

(総合福祉センター「高麗の郷」内)

電話：042-985-9100

【相談窓口受付時間/月～金 9:00～17:00】

(祝日・年末年始を除く)

メール：hidaka.jiritsu@gmail.com

HP：http://www.hidakashi-shakyo.or.jp

